

馬経営者の皆様へ

馬の生産経営は、常に馬のケガや病気、死亡や廃用の発生や販売価格の低下等のリスクがあります。それらのリスクに備えて公的な保険制度である**農業保険（家畜共済、収入保険）**に加入しましょう！

家畜共済及び収入保険は、**掛金の原則50%**（収入保険の積立金は**75%**）を国が負担します。

家畜共済と収入保険のセット加入で、 経営全体のリスクがカバーできます



【家畜共済】

- 繁殖用雌馬の**ケガ**や**病気**の診療費を補償します。
また、繁殖用雌馬が**死亡**や**廃用**となった場合その家畜の資産価値を補償します。



- 馬の全経営者が対象です。

【収入保険】

- 農作物の**販売収入全体の減少**を補償します。
(例)
 - ・ 育成・肥育馬の販売価格の低下や死亡や廃用による販売頭数の減少
 - ・ 飼料作物の不作etc.
- 青色申告をしている農業者が対象です。

平成31年1月から 家畜共済の制度拡充例

- ◆ 病傷共済と死廃共済について、別々に加入、補償金額が選択できるようになります。
- ◆ 家畜共済加入者間で取引された家畜には待期間が適用されません。



詳しい内容については、お近くの農業共済組合又は農林水産省経営局保険課（03-6744-2175）へお問い合わせください。

家畜共済の概要（馬の経営の場合）

家畜共済の対象

- 原則として、出生年の翌年以降のもの

補償期間

- 共済掛金の支払日の翌日から1年間

主な補償内容

- 死廃共済
家畜が死亡・廃用となった場合（行方不明を含む）に、家畜の資産家畜の8割※を上限として共済金を支払います。（※割合は農業者が選択できます。）
- 病傷共済
家畜が疾病や傷害で獣医師の治療を受けた場合に、診療費を共済金として支払います。（ただし、初診料は農業者の負担です）

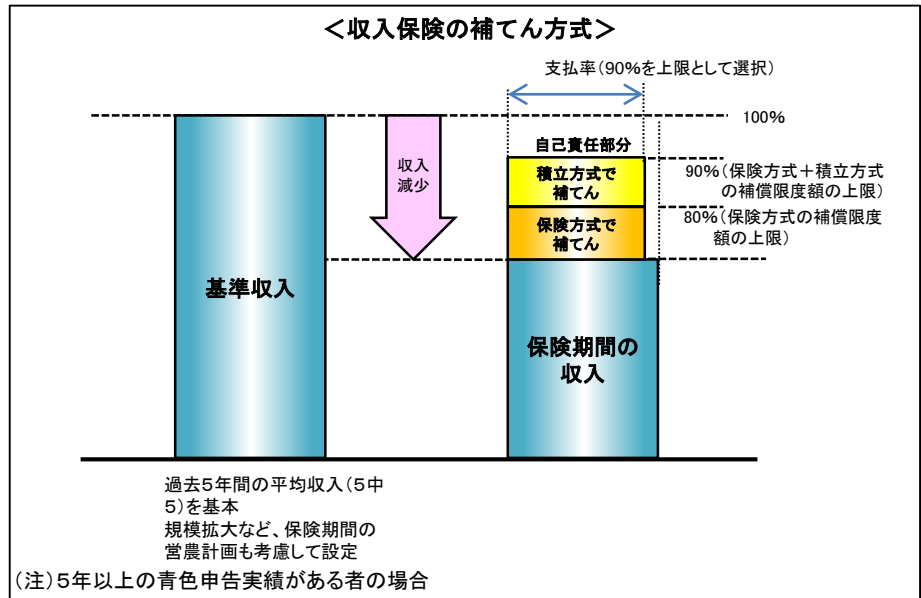
| 試算例（1頭当たり） | 農業者が支払う共済掛金 | 死亡した場合に支払われる共済金 | 治療を受けた場合に支払われる共済金（病気・傷害1件当たり） |
|-----------------------|-------------|-----------------|-------------------------------|
| 繁殖用雌馬（45月齢）（資産価値90万円） | 16,096円 | 72万円 | 15,000円 |

※ 共済掛金には国の補助があります。上記「農業者が支払う共済掛金」は、国が補助した後の農業者の実負担額です。

収入保険の概要

品目の枠にとらわれず、自然災害による収量減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補てんします。

| | |
|--------|--|
| 対象者 | 青色申告を行っている農業者（個人・法人） ※ 青色申告（簡易な方式を含む）の実績が1年分あれば加入可 |
| 保険の対象 | 農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体 |
| 補てんの方法 | 保険期間の収入が基準収入の9割（補償限度額）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）を上限として、「掛捨ての保険方式」と「掛捨てとまらない積立方式」の組合せで補てん |



基準収入が1,000万円の農業者が、補償限度90%（保険80%＋積立10%）、支払率90%を選択した場合の試算

| 農業者が用意すべきお金 | | 補てん金額 | | | |
|----------------------|-------------|---------------|------------------|--------------------------------|--|
| ＜加入1年目＞ | | | | | |
| 収入減少の程度 （保険期間の収入） | 補てん金の 合計 | 保険方式 （保険金） | 積立方式 （特約補てん金） | 補てん金を含めた 保険期間の収入 （対基準収入） | |
| 20%（800万円） | 90万円 | 0万円 | 90万円 | 890万円（89%） | |
| 30%（700万円） | 180万円 | 90万円 | 90万円 | 880万円（88%） | |
| 50%（500万円） | 360万円 | 270万円 | 90万円 | 860万円（86%） | |
| 100%（0万円） | 810万円 | 720万円 | 90万円 | 810万円（81%） | |

※ 事務費には50%の国庫補助があり、加入者割（1年目4,500円、2年目以降3,200円）、補償金額割（保険金額及び積立金額1万円当たり22円）です。